

○高額療養費の算定基準及び高額介護合算療養費の算定基準が見直され 2015年1月から自己負担限度額3区分が5区分に変更されます

高額療養費の自己負担限度額の見直し内容

高額療養費は、入院などで医療費が高額になり、医療機関の窓口での支払いが自己負担限度額を超える場合、その超えた部分を給付する制度です。

現行制度の自己負担限度額は、組合員の給料月額により上位所得者、一般所得者及び低所得者の3つに区分されていますが、2015年1月から、この区分が5つに見直されます。

見直し後は、上位所得者と一般所得者の自己負担限度額がそれぞれ2つに区分され上位所得者については、多数回該当*の自己負担限度額も引き上げられます。

*多数回該当とは、同一世帯における高額療養費の支給が直近の12か月間において4回目以上となったときをいいます。

〔70歳未満の者に係る高額療養費自己負担限度額表〕

(現行)		(見直し後)	
所得区分	月単位の上限額	所得区分	月単位の上限額
3区分	上位所得者 給料月額424,000円以上 (特別職53万円以上)	給料月額 664,000円以上 (特別職83万円以上)	252,600円+ (医療費-842,000円)×1% [4月目～:140,100円]
	一般所得者 (上位所得者及び低所得者以外の者)	給料月額 424,000円～664,000円未満 (特別職53万～83万円未満)	167,400円+ (医療費-558,000円)×1% [4月目～:93,000円]
	低所得者 (住民税非課税者)	給料月額 224,000円～424,000円未満 (特別職28万～53万円未満)	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% [4月目～:44,400円]
		給料月額 224,000円未満 (特別職28万円未満)	57,600円 [4月目～:44,400円]
		低所得者 (住民税非課税者)	35,400円 [4月目～:24,600円]
			5区分

※ [] は多数回該当の場合の自己負担限度額

高額介護合算療養費の自己負担限度額の見直し

医療保険の高額療養費と介護保険の高額介護サービス費の両方を受けている場合、医療費と介護サービス費の自己負担額を合算して高額介護合算療養費を支給する制度があります。

今回の高額療養費の自己負担限度額の見直しに併せて高額介護合算療養費の自己負担限度額の見直しも行われています。

(現行)			(見直し後)			
所得区分	70歳未満	70歳～74歳	所得区分	70歳未満		70歳～74歳
				2014年8月～2015年7月	2015年8月～	
現役並所得者 (上位所得者) 給料月額424,000円以上 (特別職53万円以上)	1,260,000円	670,000円	現役並所得① 給料月額664,000円以上 (特別職83万円以上)	1,760,000円	2,120,000円	670,000円
			現役並所得② 給料月額424,000円～664,000円未満 (特別職53万～83万円未満)	1,350,000円	1,410,000円	
一般所得者 (上位所得者及び低所得者以外の者)	670,000円	560,000円	一般所得者① 給料月額224,000円～424,000円未満 (特別職28万～53万円未満)	670,000円	670,000円	560,000円
			一般所得者② 給料月額224,000円未満 (特別職28万円未満)	630,000円	600,000円	
低所得者 (住民税非課税者)	340,000円	310,000円 190,000円	低所得者 (住民税非課税者)	I	340,000円	310,000円 190,000円
				II	340,000円	

限度額適用認定証の適用区分の表示が変更されます

共済組合が交付している限度額適用認定証の適用区分の表示が変更となります。
 現在は、上位所得者は「A」、一般所得者は「B」、低所得者は「C」と記載していますが、
 2015年1月からは、次のとおり「ア」から「オ」の5区分となります。

(現行)	
上位所得者	A
一般所得者	B
低所得者	C



(見直し後)	
給料月額664,000円以上 (特別職83万円以上)	ア
給料月額424,000円～664,000円未満 (特別職53万円～83万円未満)	イ
給料月額224,000円～424,000円未満 (特別職28万円～53万円未満)	ウ
給料月額224,000円未満 (特別職28万円未満)	エ
低所得者	オ

2015年1月以降の
適用区分は、
ア～オになります

広島県市町村職員共済組合限度額適用認定証			
2014年8月1日交付			
記号	〇〇市	番号	△△△△
組合員	氏名	共済 太郎	男
	生年月日	〇〇年△△月□□日	
適用対象者	氏名	組合員本人	
	生年月日	年 月 日	
	住所	広島県 〇〇市 △△町 1-1	
発効年月日	2014年 8月 1日		
有効期限	2014年12月31日		
適用区分	B		
発行機関	所在地	広島市中区袋町3番17号	
	保険者番号 名称及び印	3 2 3 4 0 4 1 6 広島県市町村職員共済組合	

*限度額適用認定証とは…医療費が高額になる場合、事前に共済組合に申請し、交付を受けたのち、医療機関の窓口で提示することによって、支払いを自己負担限度額までに抑えることができる証明書です。
 低所得者は「限度額適用認定証・標準負担額減額認定証」の適用区分となります。

2014年12月31日を有効期限とした「限度額適用認定証」を交付を受けている方で、2015年1月1日以降も限度額適用認定証が必要な場合

2015年1月1日以降も限度額適用認定証が必要な場合は、改めて申請をしていただく必要がありますので、「限度額適用認定申請書」に必要事項を記入・押印の上、共済組合保険課へ提出してください。

○産科医療補償制度に係る掛金の引下げに伴い、出産費が変更されます

産科医療補償制度に係る掛金が、30,000円から16,000円に引き下げられたことに伴い、2015年1月から出産費の額が次のとおり変更となります。

